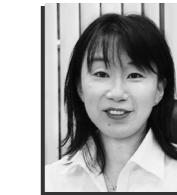


有料老人ホーム・高齢者住宅 選びに強くなる! 「多様化する高齢者住宅」

第2回
全6回シリーズ

将来の暮らしを考えると、最初にとまどるのは、高齢者向け施設の種類の多さ。本当に自分にあった住まいを見つけるために、それぞれの違いを理解しておきたいものです。そこで「シニア暮らし方講座」第2回は、高齢者向け施設の種類とその違いについて、ぜひおさえておきたいポイントを、山中由美さんに教えていただきます。



やまなか ゆみ
講師:山中由美さん

株式会社Pro・visionチーフコンサルタント。
シニア生活情報誌「もも百歳」の編集に携
わり国内外の老人ホーム300ヶ所以上を取材。

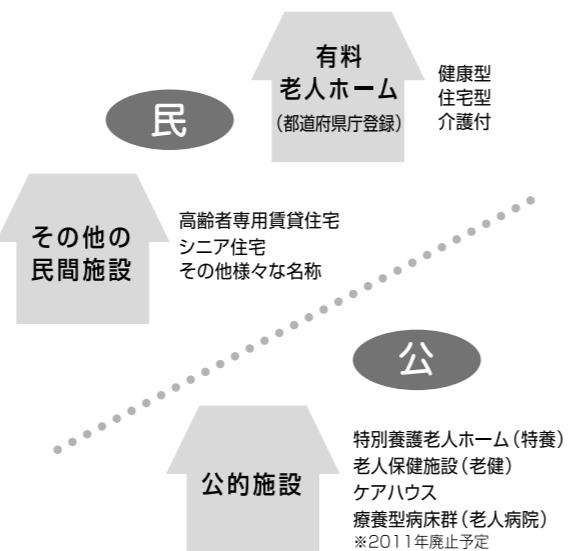
1 特定施設の総量規制で、新名称ゾクゾク?

特別養護老人ホームのような公的施設に対して、民間の事業者が運営する施設は全て「有料老人ホーム」と認識されている方が多いようです。しかし実は、「有料老人ホーム」と表示できるのは各都道府県に登録されている施設だけなのです。

昨年の介護保険法改正により、介護付き有料老人ホームやケアハウスなどの「特定施設」の数を制限する「総量規制」がスタートし、自治体によっては「有料老人ホーム」の新規開設が制限されるようになりました。

一方、高齢者向け施設の需要は、ますます高まっています。そこで最近急増しているのが、シニア住宅や高齢者向け賃貸住宅など、新たな名称を付した民間事業者による施設。表1の『その他の民間施設』に属する施設が、今後さらに増えつつ多様化していくと予想されます。そして、このグループの中でも、特に増える可能性が高いのが、「高齢者専用賃貸住宅」(高専賃)だと言われています。

表1 高齢者の住まいのカタチ



2 比べてみよう。有料老人ホームと高専賃

では次に、高専賃を例に有料老人ホームとの違いを見てみましょう(表2参照)。

高専賃は、賃貸マンション・アパートの中で高齢者向けのサービスを受けているようなもの。賃貸借契約なので、居住者には店子としての権利が法的に守られます。また、敷金程度で入居できるところが多く、初期の費用を比較的安くおさえることもできます。

一方、有料老人ホームは、入居一時金は比較的高額ですが、それによって施設の利用権を得ることができます。また、介護付き有料老人ホームは介護や生活サービスが一体型なので、入居すれば自動的にさまざまなサービスが受けられますが、高専賃の場合、それらのサービスを受けるためには、入居契約とは別の契約が必要。面倒のようですが、業者を自分で選べる点ではメリットとも言えます。

施設運営内容のチェックに関しては、有料老人ホームが、各都道府県の有料老人ホーム運営指導指針を遵守し、開設時に都道府県庁に届け出を行わなければならないのに対し、高専賃は設備・広さ等以外特に規定はなく、施設の自主性に任されています。

表2 介護付き有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅の比較

介護付き有料老人ホーム	比較項目	高齢者専用賃貸住宅
利用権	契約形態	賃貸借契約
一体型	介護・生活サービス	別契約
入居一時金	入居時の初期費用	敷金程度が多い
共同生活を中心	プライバシー	自立・自律的生活
都道府県庁	管理・監査	特になし(特定施設以外)

*この表はおもだつた特徴を比較しやすく記載しているため、全ての施設の条件にあてはまるわけではありません。

今回のまとめ

まずは3つの大別を知ることから

初めての方は「公的施設」「有料老人ホーム」「その他の民間施設」の違いがあることだけでも覚えてください。それぞれに特徴があるので、十分内容を理解し、ご自身の状況や希望条件に見合う施設を選びましょう。

